

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第41号
平成22年1月
生涯学習課文化財係



むらの訴訟と解決 ～社格をめぐる争い～

展示期間
平成22年1月5日(火)
～3月31日(水)
※図書館休館日を除く
※期間中、展示史料の変更を行う予定

江戸時代の人々は、現代に比べてはるかに寺社とのつながりを深く結んでいました。
今回は、文化2(1805)年に井ノ内角宮神社の社格をめぐるおこった訴訟を例に、争いの発生から解決にいたるまでの村の動きを紹介します。



「おとくににいますほのいかつちのじんじや」

「乙訓坐火雷神社」と角宮神社

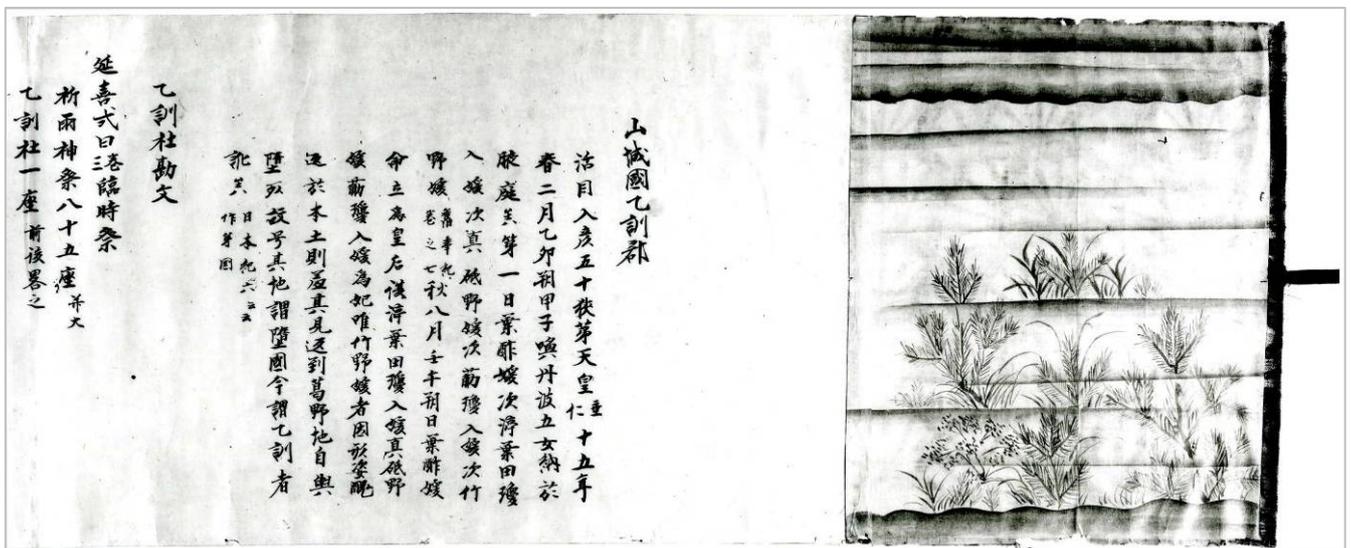
井ノ内にある角宮神社は、江戸時代には「乙訓社」「乙訓大明神」とも呼ばれ、村から選ばれた宮年寄によってまつられてきました。

角宮神社は、江戸時代より向日神社(向日市)とともに延喜式内社「乙訓坐火雷神社」の論社となっていました。「乙訓坐火雷神」は、祈雨に効験のある神として広く知られ、大宝2(702)年に官社となり、長岡京遷都にあたっては従五位下の神階が与えられるとともに修理が行われています。平安京遷都後も祈雨・止雨の奉幣や神階昇進の記事が国史にしばしば見られます。



明治8(1875)年、乙訓神社図(個人蔵)

乙訓(角宮)神社は、もとは井ノ内字宮山にあったといわれ、応仁の乱で焼失した後、文明16(1484)年に現在地に再興されたと伝えられています。



年月日未詳、角宮大明神来由書(部分、個人蔵)



争論の発端

文化2(1805)年、幕府から、寺社の社格および本末改めの触が出され、向日神社でも摂社・末社とみなすものを書き上げ、氏子村々に対して内容の承認を求めました。

向日神社の角宮神社は向日神社の摂社であるという主張に対し、井ノ内村は、角宮神社は「無本社」であり、向日神社との由縁はないとして、内容の承認を断りました。

向日神社への返答に先立って、井ノ内村では四条家代官に相談し、同じく「不承知」と答えた灰方村にも事情を聞きに行くなど、情報収集を行っています。

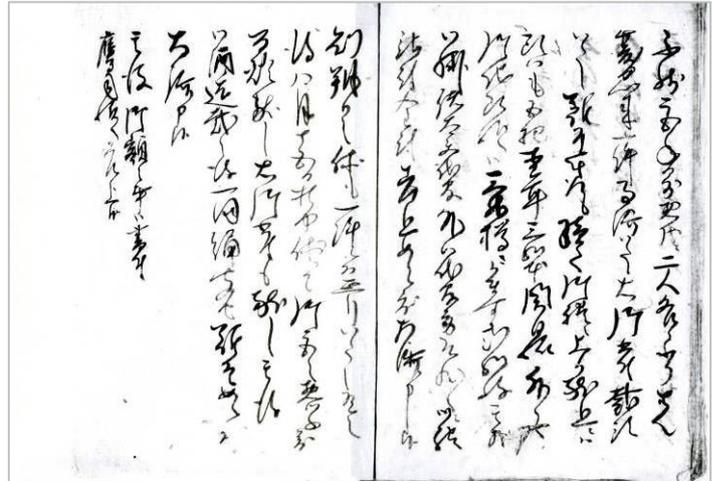
向日神社側でも、今里村他村の庄屋を挨拶人にたて、神主が自宅や浄光寺で井ノ内村役人と対談を重ね、所蔵の古記を見せて説得を試みますが、いずれも不調に終わりました。



向日神社の出訴と井ノ内村の動き

井ノ内村の神事拒否をうけて、祭礼後の文化2年5月2日、向日神社が京都町奉行所へ出訴におよびます。

この争論をすすめるにあたって、井ノ内村は、唯一神道の吉田家の威光を背景にもつ向日神社に対抗するために、四条家の代官井上帯刀に相談し、角宮神社が賀茂社の流れをくむものと主張しています。また、それぞれの領主を通じて関白にも働きかけを行っています。



文化2(1805)年、乙訓社二付争論一件(個人蔵)

発端から両者の対応など、争論の経過について詳細に記されています。



和解と証文の作成

京都町奉行所から、向日神社神主、井ノ内村庄屋および宮年寄らが呼び出され、内済とするよう言い渡されました。対談の結果、①今後も怠慢なく向日神社の神事を勤めること、②角宮神社は先規のとおり井ノ内村宮年寄が管理、③向日神社の摂社の件については、社縁があることは間違いないので、それについての証文を取交わすこと、で和解が成立しました。

和解後、向日神社と井ノ内村の間に一札が取り交わされ、関白の指示により一件書類が鷹司家に提出されました。また、井ノ内村から争論で世話になった方々に対してお礼として松茸やかます、銀封などが贈られています。



文化2(1805)年、取噉一札之事(部分、個人蔵)